

## 令和5年度 集団健診WEB予約システム構築運用業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は「令和5年度 集団健診WEB予約システム構築運用業務」（以下「本業務」という。）の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 委託業務の概要

- (1)業務名 令和5年度 集団健診WEB予約システム構築運用業務委託
- (2)業務内容  
別紙1「令和5年度 集団健診WEB予約システム構築運用業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3)委託期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで  
（システム構築は、令和5年10月31日まで）  
運用期間は、令和5年12月1日から令和9年3月31日までを予定している。

### 3 提案上限額

本業務の委託上限額

金5,632,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書（任意様式）に記載する額は、上記委託上限額を超えてはならない。

なお、令和6年度以降の運用保守経費については、上記金額に含まず、本業務とは別途契約とするが、見積価格評価の対象とするので、見積金額内訳書（様式3）に記載すること。

### 4 スケジュール

項目	日程
プロポーザル公募開始日	令和5年 3月 9日（木）
質問書受付期限	令和5年 3月15日（水）17時（必着）
質問回答予定日	令和5年 3月20日（月）
企画提案書提出期限	令和5年 3月24日（金）17時（必着）
参加資格審査結果通知	令和5年 3月28日（火）
プロポーザル審査会	令和5年 3月29日（水）14時00分～（予定）
審査結果通知	令和5年 4月 5日（水）
契約締結日	令和5年 4月上旬（予定）

※応募状況その他の理由により、日程が変更になる場合あり。

### 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中または破産手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律158号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (6) 本学及び福島県から業務委託契約等に係る指名停止を受けていない者であること。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 委託業務について、仕様内容を満たす十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (11) 「ISO27001」等、情報資産の取扱いに関する第三者認証を受けていること。

## 6 仕様書等の入手方法

福島県立医科大学公式ホームページからダウンロードして取得すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

※トップページ (<https://www.fmu.ac.jp>) ⇒ 「入札情報」

## 7 質問書の受付

質問については、以下により行うものとする。

- (1) 受付期間 令和5年3月9日（木）～令和5年3月15日（水）17時（必着）
- (2) 提出方法  
質問書（様式1）を「13 提出先及び問合せ先」に電子メールにより送信することとし、送信後は電話にて着信の確認をすること。
- (3) 質問に対する回答  
随時行う。最終回答は令和5年3月20日（月）までに福島県立医科大学公式ホームページに掲載する。
- (4) 注意事項
  - (ア) 質問書送付の際は「【質問書】集団健診WEB予約システム構築運用業務委託」とすること。
  - (イ) 電話等による口頭の質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

参加する意思のある者は、企画提案書及び参加資格等の確認のための書類を以下のとおり提出すること。

なお、2者以上による共同提案も認めるが、その場合は代表となる者及び役割分担を明確にすること。

- (1) 提出期限 令和5年3月24日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法  
郵送または持参による。  
※郵送の場合は、簡易書留郵便にて、期日までに必着のこと。提出した旨を電話で連絡すること。  
※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）9時～17時までとする。
- (3) 提出書類・部数
  - (ア) 参加申請書（様式2）
  - (イ) 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本5部
  - (ウ) 見積書（任意様式、経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を含む）及び見積金額内訳書（様式3） 正本1部 副本5部  
※イ）及びウ）については、別紙2の「企画提案書作成要領」で確認すること。
  - (エ) 会社概要（様式4）  
※法人等の概要を説明したパンフレット等を併せて提出すること。
  - (オ) 類似業務実績一覧表（様式5）
  - (カ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式6）
  - (キ) 5（11）に定める第三者認証のコピー

※ 共同提案を行う場合の作成・提出方法

- ・ (3) (ア) について  
代表となる者を申請者として作成し、他者と共同して参加することを追記してください。
- ・ (3) (イ) について  
共同提案であることがわかるように作成するとともに、役割分担も追記してください。
- ・ (3) (エ) ～ (カ) について  
共同提案する全ての者について作成（添付）してください。
- ・ (3) (キ) について  
共同提案する全ての者について添付してください。但し、役割分担に基づき、1者のみに該当する場合は、当該者のコピーを添付してください。

(4) 提出場所 「13 提出先及び問合せ先」 参照

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申請を行ったすべての者に対し、公募型プロポーザル参加確認通知書(様式7)により資格審査の結果を通知する。

(6) 参加申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 9 企画提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザル審査会に参加できないものとする。

- (1) 提案者が5に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合(提案書に参加資格等確認のための書類が添付されていない場合を含む)。  
なお、提出期限日までに企画提案書が到着していないことを理由に企画提案書を無効とした場合、簡易書留による配達記録を有さない者からの異論は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 企画提案書の提出後からプロポーザル審査会までの間に、企画提案書で提示した実施体制に記載した担当者が本業務に関わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

## 10 企画提案書等の取扱い

提案された企画提案書の取扱いは次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。

## 11 審査方法

(1) 選定方法

業務委託候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき提案内容を総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会(プレゼンテーション)

(ア) 日 時 令和5年3月29日(水) 14時00分～(予定)

(イ) 場 所 福島県立医科大学内(福島市光が丘1)

(ウ) 所要時間 1提案者あたりの時間は30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とする。

※プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、審査会参加者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書と同じ内容とし、追加の使用配布は認めない。

### (3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、別表のとおりとする。評価点の最も高い企画を提案した者を最優秀提案者として選定する。

なお、同点で最高得点を獲得した者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積額を提示した者を選定する。また、公募型プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年4月5日(水)に、各プロポーザル参加者に郵送により書面で通知する。

## 12 契約締結

(1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。

(2) 契約書(案)は別紙3を基本とし、契約書の仕様書は別紙1を基本として企画提案書の内容に沿って協議を行い、契約書及び仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

(3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。その際、委託上限額を超えないものとする。

(4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。

(5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

## 13 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学

健康調査課 健康診査・健康増進担当

メール [kenshin@fmu.ac.jp](mailto:kenshin@fmu.ac.jp)

電話 024-547-1722

FAX 024-581-5368

## 14 その他

本件プロポーザルは、その契約に係る予算が承認され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、プロポーザルの効力が生じる。

## 別表

## 審査項目、審査観点及び配点

評価項目	評価の視点	配点
①業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>本委託業務と同種の業務実績があり、本委託業務を適切に業務遂行できる能力を有しているか</li> </ul>	10点
②危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ対策は万全であるか</li> <li>各種の災害対策を考慮された立地条件のもと運用され、インフラダウンを回避する設備を有しているか</li> <li>障害発生時に迅速な復旧に向けた体制が確立されているか</li> </ul>	10点
③実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発及び構築が仕様書に定める期限までに完了できるような具体的なスケジュールが示されているか</li> <li>システム試行運用期間中に、委託者がシステムの稼働や操作性を十分確認できるような環境及びサポート体制があるか</li> <li>委託者の要請に即時に対応ができる組織体制となっているか</li> </ul>	20点
④システム機能 (利用者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に定めるシステムの機能要件が備わっているか</li> <li>端末(PC、スマートフォン、タブレット等)やブラウザソフト(Firefox、Chromeなど)に幅広く対応しているか</li> <li>予約登録画面のデザインや操作説明は、シンプルで分かりやすいものとなっているか</li> <li>1画面に大量の情報が詰め込まれていないか</li> <li>操作者の手間や予約完了までの画面遷移数などが極力少なく済むような工夫がなされているか</li> <li>誤った予約登録や入力エラーを防ぐ工夫があるか</li> </ul>	30点
⑤システム機能 (管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に定めるシステムの機能要件が備わっているか</li> <li>予約状況の確認画面は見やすいものとなっているか</li> <li>管理者が行うデータ出力や設定変更等の操作は、シンプルで分かりやすいものとなっているか</li> <li>お知らせ欄の編集機能は充実しているか</li> </ul>	20点
⑥見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算内訳が明確であり、単価や数量が妥当なものとなっているか</li> <li>企画提案内容との整合性があるか</li> <li>翌年度以降に発生する運用保守経費は適正であるか</li> <li>費用対効果を考慮した提案となっているか</li> </ul>	10点
合 計		100点

※各評価項目の点数は、審査委員の採点に傾斜(倍率)を乗じた値とする。

## 【評価基準】

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
配点	5点	4点	3点	2点	1点